

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規程	旧規程
第 14 条(ロスカットルール) 2	(2) 「証拠金維持率」とは、お客様が保有するポジション（建玉）に係る取引証拠金に対する有効証拠金の比率であり、以下に定める算式により算出されます。 $\text{有効証拠金} = \text{資産合計} + \text{評価損益金} - \text{出金依頼金額}$ $\text{証拠金維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{取引証拠金}$	(2) 「証拠金維持率」とは、お客様が保有するポジション（建玉）に係る取引証拠金に対する有効証拠金の比率であり、以下に定める算式により算出されます。 $\text{有効証拠金} = \text{資産合計} + \text{評価損益金}$ $\text{証拠金維持率} = \text{有効証拠金} \div \text{取引証拠金}$
第 14 条(ロスカットルール) 3	3. 弊社は、取引日中に一度でも証拠金維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。尚、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります（ただし、証拠金維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）を下回った場合における電子メールによる通知は、一取引日につき一度のみとなります。）が、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。 <u>また、証拠金維持率が、ロスカットアラート水準を下回った時点で、ロスカット水準をも下回っていた場合、ロスカットアラート通知は送られません。</u>	3. 弊社は、取引日中に一度でも証拠金維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。尚、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります（ただし、証拠金維持率が 50%（レバレッジ 200 倍コースは 80%）を下回った場合における電子メールによる通知は、一取引日につき一度のみとなります。）が、お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。